

## 国民年金第3号被保険者の届出

国民年金法では、全ての人が国民年金に加入することが義務付けられています。**このうち、共济組合の組合員に扶養されている被扶養者で、20歳以上60歳未満の配偶者（以下、「被扶養配偶者」という。）は、国民年金第3号被保険者となります。**

<参考> 国民年金の被保険者の種類

第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者・学生・フリーターなどで第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない方
第2号被保険者	共济組合の組合員や厚生年金の被保険者（公務員、民間会社員）
第3号被保険者	<u>第2号被保険者に扶養されている方で20歳以上60歳未満の配偶者（被扶養配偶者）</u>

第3号被保険者の保険料は自分で負担する必要はなく、第2号被保険者全体で負担しています。ですから第3号被保険者に該当することになった方、また第3号被保険者から第1号被保険者に変更があった方は、忘れないよう必ず届出をしてください。

**第3号被保険者の加入及び住所変更、非該当（原因が収入超過・離婚）等の手続きについては、共济組合を経由して日本年金機構へ書類を提出**します。

しかし、被扶養配偶者でなくなり第3号被保険者から**第1号被保険者に該当することになったときは、本人が直接お住まいの市区町村の国民年金担当課へ行って、種別変更手続きをしなければなりません。**この届出義務を知らなかった、若しくは忘れていたため種別変更手続きをせず、本来支払うべき保険料を支払っていない場合や、受給資格を得るのに必要な払込期間（10年）を満たさない場合は、将来受給する年金が減額されたり無年金となる可能性もありますので、必ず手続きをしてください。

届出が必要な主な事例	届出先	提出書類
被扶養配偶者に該当するとき	当共济組合 (扶養認定等の手続きと同	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金第3号被保険者関係届</li> <li>年金手帳の写し等（基礎年金番号がわかるもの）</li> <li>★事実発生日から30日を越えて届出する場合は、別途必要な書類あり。</li> </ul>
被扶養配偶者が死亡したとき	時に提出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金第3号被保険者関係届</li> </ul>
被扶養配偶者の住所を変更したとき	当共济組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金第3号被保険者住所変更届</li> </ul>
被扶養配偶者の氏名・生年月日等を変更（訂正）するとき	当共济組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金第3号被保険者関係届</li> <li>年金手帳</li> </ul>

<p>日本国内に住所を有さないが、海外特例に該当するとき 例)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海外に留学するとき</li> <li>2. 海外赴任する第2号被保険者に同行</li> <li>3. 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航するとき</li> <li>4. 第2号被保険者が外国に赴任中に当該第2号被保険者との身分関係が生じた者であって2. にあける者と同等と認められるもの 等</li> </ol>	<p>当共済組合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国民年金第3号被保険者関係届</li> </ul> <p>※新規で第3号被保険者の資格取得する方が海外特例に該当する場合</p> <p>※第3号被保険者の方が海外特例に該当し、出国する場合</p> <p>※第3号被保険者で海外特例に該当している方が、帰国した場合</p> <p>※第3号被保険者で海外特例に該当していた方が、海外に居住したまま海外特例に該当しなくなった場合</p> <p style="text-align: right;">上記の場合は届出が必要です。</p>
<p>被扶養配偶者でなくなったとき 例)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 別居したとき</li> <li>2. 組合員が退職したとき</li> <li>3. 収入が認定基準額以上に増加した場合（自営業・パート・雇用保険等）</li> <li>4. 離婚したとき</li> </ol>	<p>1号関係 お住まいの市区町村</p>	<p>★お住まいの市区町村の国民年金担当課で種別変更手続きを行って下さい。</p> <p>※なお、例の1，3，4の場合は国民年金第3号被保険者関係届（被扶養配偶者非該当）を当共済組合へ提出する必要があります。</p>
<p>被扶養配偶者が就職して厚生年金や共済年金に加入したとき</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p>第2号被保険者該当 勤務先の事業主が手続きを行います。</p>

当共済組合に届出する場合、書類は組合員の所属所（市長部局にあっては総務事務センター）を通じて提出してください。